

令和 3 年 6 月 2 1 日

中小企業政策審議会取引問題小委員会委員の皆様

中小企業庁取引課長 亀井 明紀

第 1 4 回中小企業政策審議会取引問題小委員会（書面審議）について

平素より下請取引適正化施策に御理解・御協力賜り誠にありがとうございます。

このたび、令和 3 年 6 月 9 日に可決・成立し、同月 1 6 日に法律第 7 0 号として公布されました、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律により、
①他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等を対象とすること
②『振興基準』（望ましい取引慣行）の記載事項の例示として、親事業者の発注書面の交付を明記すること
③国による振興基準に定める事項に関する調査に係る規定を設けること
④発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設すること
等を盛り込んだ下請中小企業振興法（以下「振興法」という。）の改正がなされております。

このうち、上記④に関連して、振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準（以下「振興基準」という。）を改正する必要があります。

振興基準の改正に際しては、経済産業大臣は、法第 1 7 条第 3 項（改正後第 2 7 条第 3 項）の規定に基づき、中小企業政策審議会の意見を聴くこととなっており、別添の改正案につきまして、委員各位に御確認をいただきたいと考えております。

具体的には、振興法の改正により、振興基準に定める事項として、「下請取引の機会の創出の促進」が追加されたため、同事項を振興基準に盛り込む必要があります。

また、改正後振興法第 1 5 条第 2 項、第 3 項及び 4 項、第 1 8 条第 2 項並びに第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、上記④の認定制度に関するする基準等を、省令で新たに定めることとされております。当該省令は現在制定作業中ですが、当該省令の第 3 条において、「振興基準に定める事項に適合すると認められること」を改正後下請中小企業振興法第 1 5 条第 3 項第 1 号の「経済産業省令で定める基準」として、定める予定です。

こうした改正等を踏まえ、振興基準についても、添付資料のとおり所要の改正を行う予定です。

本来ならば、取引問題小委員会を開催し、直接、委員各位から御意見を頂戴したいと考えておりましたが、コロナウイルス感染症拡大に伴い、委員が一堂に会するという場面を避けるため、書面審議により、振興基準改正案について御意見を頂戴したいと考えおります。この点、細田委員長の御了解もいただいているところです。

つきましては、御多忙のところ恐れ入りますが、送付資料を御確認いただき、**資料3 下請中小企業振興法「振興基準」改正案**について御意見がございましたら、別紙「審議回答書」に必要事項を記入の上、6月24日（木）15時までに事務局までメールにて御提出いただければ幸いです。

送付資料：

- 資料1 第14回取引問題小委員会（書面審議）依頼文（本資料）
- 資料2 取引問題小委員会委員名簿
- 資料3 下請中小企業振興法「振興基準」改正案
- 資料4 参考資料（振興基準改正関係）

（参考）下請中小企業振興法「振興基準」改正スケジュール（予定）

令和3年6月21日～24日

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会取引問題小委員会での審議
令和3年6月下旬～7月初旬

中小企業経営支援分科会での審議、答申
令和3年8月上旬（予定）

振興基準改正・施行

【提出先・問い合わせ先】

※締 切：令和3年6月24日（木）15時まで
中小企業庁事業環境部取引課長 亀井
担当：

全 zen-mirai@meti.go.jp

百瀬 momose-satoshi@meti.go.jp

佐々木 sasaki-hiroki@meti.go.jp

Tel：03-3501-1669、FAX：03-3501-6899